

# CANDANA

No.302

2026

WINTER

中央学術研究所



てらもうでいっぷく

## 明日への提言

学校からの排除をめぐる支援システムの構築について

白幡 真紀（仙台大学教授） ..... p.2

## 研究ノート

西洋における「心田を耕す」伝統（Ⅶ）

綿貫 丈雄（学術研究室） ..... p.7

## 研究所だより

学術研究室事業報告 ..... p.10

立正佼成会「教団史資料」の現状と今後の展開——担当者の役割とは——（Ⅳ）

金光 知子（財務グループ） ..... p.12

# 学校からの排除をめぐる支援システムの構築について —「水準」と「包摶」のアポリアを超えて—

白幡 真紀（仙台大学教授）

## はじめに：教育における「多様性」のコストとアポリア

「誰一人取り残さない」というスローガンは、教育現場において美しく響くが、同時に現場の教師たちに重い沈黙を強いる言葉でもある。今日、学校における多様性（ダイバーシティ）の重要性が叫ばれない日はない。しかし、あえて言わねばならない。多様性は「しんどい」のである。そして、多様性の包摶には莫大な「コスト」がかかる。

学級には、発達障害の傾向がある子、日本語指導が必要な子、貧困家庭の子、そしてヤングケアラーなど、多様な困難を抱えた子どもたちが在籍している。彼らを包摶し、等しく「資質・能力」を育むことが求められる一方で、学校は「水準（スタンダード）」の維持という要請からも逃れられない。水準の維持と多様な個の包摶。この二律背反（アポリア：解決困難な難題）こそが、現代の学校教育が直面している最大の課題である。

本稿は、筆者が長年フィールドしてきた英国（イングランド）の事例を取り上げる。英国は義務教育段階の停学・退学は合法であり、ホームスクーリングも法的に制度化されている。ここでは、特に学校からの「排除（exclusion）」と、その受け皿となる「オルタナティブ学習機関（Alternative Provision：以下、AP）」<sup>1</sup>の実態を参考項としつつ、日本における「学校からの排除」をめぐる支援システム構築の課題を検討するものである。

日英の比較視点から浮かび上るのは、日本の「メンバーシップ型<sup>2</sup>実践コミュニティ」としての学校の特質と、そこから排除された時のダメージの深さである。子どもたちの学ぶ権利を実質的に

保障するために、国はどのような役割を果たすべきか、そして実際のフロントライン（現場の最前線）における負担とコストを誰がどう分担すべきか。本稿は、理想論ではない「明日への提言」として、この痛みを伴う問い合わせに向き合いたい。

## 1. 「社会正義（Social Justice）」をめぐる議論と子どもたちの排除

### （1）包摶という名の「負担の個人化」

「社会正義」の実現は教育の崇高な目的である。しかし、その正義を誰が遂行するのかという議論が欠落したまま、現場への要請だけが肥大化していないだろうか。

筆者が英国の事例から学んだことの一つは、インクルージョンや社会的包摶を政策として推進する際、そこには必ず「資源（リソース）」の裏付けが必要だという冷徹な事実である。英国では、労働党政権下（1997年～2010年）で導入された「コネクションズ（Connexions）」<sup>3</sup>のような包括的な若者支援サービスが、政権交代と緊縮財政によって解体され、その責任が学校へと「移譲（という名の丸投げ）」された歴史がある（白幡, 2015）。その結果、何が起きたか。学校の負担増と、支援の質の低下とばらつき（格差）である。

日本においても同様の構図が見え隠れする。不登校児童生徒数が過去最多を更新し続ける中、学校は「チーム学校」のスローガンの下、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を模索している。しかし、中心にいる教員の多忙感は極限に達している。多様な子どもたちを教室の中に留めようとすればするほど、現場は疲弊し、結果として「教室に入れない」「学校に来られない」

という形での「排除」が不可視化されたまま進行しているのではないか。

多様性を包摂することは、単に異質なものを同じ場所に置くことではない。それぞれのニーズに応じた適切な支援（合理的配慮）を提供することである。それには、専門的なスキルと、人手と、時間という「コスト」がかかる。このコストを「教員の使命感」という精神論で回収しようとするシステムは、もはや限界を迎えている。

## (2) 不登校・排除の深層にあるもの

「排除」の力学は、可視的な「退学処分」だけではない。教室の中に居場所を見つけられず、自尊感情を削り取られていく「精神的な排除」や、学習についていけずドロップアウトしていく「カリキュラムからの排除」も存在する。

英国では、学校のパフォーマンス（学力テストの結果など）が厳しく問われる成果主義の中で、成績の振るわない生徒や手のかかる生徒を学校から追い出す「オフ・ローリング（off-rolling）」が問題視されてきた（白幡, 2022）。これは、学校が「水準」を維持するために、コストのかかる生徒を排除するという、市場原理的な力学の帰結である。

日本においては、制度的な「退学」は義務教育段階では稀だが<sup>4</sup>、同調圧力の強い教室空間からの「自発的な撤退」としての不登校が、実質的な排除として機能している。子どもたちは「ここにいてはいけない」という無言のメッセージを受け取り、学校を去る。あるいは「ここにいては苦しい」から学校に行けなくなってしまう。この現象を単なる個人の適応の問題として処理するのではなく、学校というシステムが内包する排除の論理として捉え直す必要がある。

## 2. メンバーシップ型学校からの排除の衝撃：日英比較の視点から

### (1) 日本の「メンバーシップ型」学校の閉鎖性

日英の学校文化を比較した際、最も顕

著な違いは、学校が生徒や保護者にとってどのような意味を持つコミュニティか、という点にある。

日本の学校は、強固な「メンバーシップ型実践コミュニティ」である。入学と同時に、子どもはその学校の「一員」となり、制服を着、校則を守り、集団行動を通してアイデンティティを形成する。保護者もまた、PTA活動などを通じてそのメンバーシップに組み込まれる。ここでは、所属することが「安心」の源泉であり、社会的な承認の基盤となる。

それゆえに、このコミュニティから「排除」されることの意味は重い。不登校や退学によってメンバーシップを喪失することは、単に「学ぶ場所」を失うだけでなく、地域社会における居場所や人間関係のネットワーク、さらには「普通であること」という社会的な承認さえも失うこと等しい。日本において不登校が、親子ともにこれほどまでに深い苦悩と孤立をもたらすのは、学校が代替不可能なクローズドなコミュニティとして機能しているからである。

## (2) 英国の「フレキシビリティ」とその限界

一方、英国の学校は比較的機能的であり、契約に基づいたサービス提供の場という側面が強い。学校選択の自由もあり、転校も日本より頻繁である。一見するとフレキシビリティが高く、一つの学校から排除されても、別の場所でやり直せるように見える。

しかし、筆者がその「別の場所」である現地のAPやPRU(Pupil Referral Unit: 生徒委託機関)<sup>5</sup>で聴取した現実は、それほど甘いものではなかった（白幡, 2021）。英国においても、メインストリーム（通常の学校）からの「排除」は、多くの子どもたちにとって「ポイント・オブ・ノーリターン（帰還不能点）」となっていた。

一度メインストリームから弾き出され、PRUなどの「最後の砦（last resort）」に送られた生徒が、再び元の学校に戻る

ことは稀である。PRUの教員やスタッフは、「ここが彼らにとっての最後の場所だ」という覚悟を持って指導にあたっている。彼らは、メインストリームの学校が手放した「しんどい」子どもたちを一手に引き受け、教育と福祉の狭間で奮闘している。そしてその提供される教育の「質」も、携わる教員のコミットメント（熱意・責任感）に大きく左右される。すべての「最後の砦」に熱心な先生だけがいるわけではない。

英国の事例が示唆するのは、たとえ制度的な受け皿（AP）が整備されていたとしても、メインストリームからの排除は、子どものキャリアや人生に不可逆的な傷跡を残すということである。ましてや、公的な受け皿が未整備な日本において、学校からの排除が子どもに与えるダメージは計り知れない。

### （3）排除の質の相違

日本の排除は、集団の「空気」になじめない者が、自ら身を引く形で生じることが多い。それは静かで、内向的な排除である。対して英国の排除は、規律違反や暴力行為に対する「処分」として、法的・行政的な手続きを経て行われる。それは可視的で、強制的な排除である。

しかし、どちらも本質は同じである。「コストのかかる子」「異質な子」を、システムが抱えきれなくなった時、排除は起こる。日本の学校は、表向きは「全員包摂」を掲げながら、現場の教員の献身に依存することでシステムを維持してきた。だが、その限界が露呈した今、私たちは「排除」を前提としない、あるいは排除されたとしても、それが「社会的死」を意味しないような、新たな支援システムを構築しなければならない。

## 3. 排除をめぐる支援システム構築の課題

### （1）誰がコストを負担するのか：「権利」としての支援

支援システム構築の最大の課題は、「コスト」の所在を明確にすることである。

多様な子どもたちの「学ぶ権利」を守ることは、国の責務である。しかし、現状ではそのコストの多くが、現場の教員の長時間労働や、保護者の自助努力（フリースクールの費用負担など）に転嫁されている。

英国のEHCプラン（教育・保健・ケアプラン、Education, Health and Care plan）<sup>6</sup>の仕組みは、示唆に富んでいる（白幡, 2022）。これは、特別なニーズのある子どもに対し、教育・医療・福祉が連携して支援を行うための法的拘束力のある支援であり、そこには公的な予算（トップアップ資金など）が付随する。わかりやすく言えば、日本の「障害者手帳」のような公的な認定証としての側面に加え、個別の「教育支援計画」に予算措置の法的強制力を持たせたような強力な仕組みである。つまり、支援が必要な子どもには、それに見合った「資金」と「人手」をつけることが、権利として保障されているのである。

もちろん、英国のシステムも万能ではなく、EHCプラン取得のハードルの高さや、自治体による格差などの問題はある。しかし、「支援にはコストがかかる」という前提に立ち、それを公的に負担しようとする枠組みは、日本の「配慮」や「善意」に頼るシステムとは決定的に異なる。日本においても、個別の支援計画に、具体的な予算と人的配置を紐づける制度設計が必要ではないか。

### （2）専門性の分化と「つなぐ」機能の強化

次に必要なのは、教員の役割の再定義と、専門職との協働である。日本の教員は、教科指導から生徒指導、部活動、給食、清掃指導まで、あらゆる役割を担う「トータル・マン」であることを求められてきた。しかし、多様化・複雑化する課題に対し、教員だけですべて対応することはもはや不可能である。

英国の学校で見られるような「つなぐ」機能、コーディネーターの存在は重要である（白幡, 2021）。彼らは、教育だけで

なく、福祉や警察、医療などの多機関と連携し、子どもの生活全体をコーディネートする専門職である。英国においてバルネラブルな（脆弱性を持つ）子どもたちへの支援の特徴は関係機関との強い連携、そして関係者との情報共有である。この連携のフロントラインがコーディネーターであり、これを支える大きな基盤が、学校におけるスクールリーダーの強いリーダーシップである。

これはあるAPの事例であるが、「キー・ワーカー（Key Worker）」といわれる専門スタッフ（警察や医療、福祉など）が教育機関と契約し、放課後の子どもたちへの直接的な支援を提供している。このキー・ワーカーは日本におけるスクールソーシャルワーカーに近いが、より学校教育の内部に入り込み、教員と対等な立場で子どもを支える存在である。

教員が「教える専門家」としての役割に軸足を置きつつ、福祉や心理の専門家がチームとして機能する。そのためには、「チーム学校」をスローガンで終わらせず、学校の強いリーダーシップの下、専門職が常駐し、実質的な権限と予算を持つような配置転換が不可欠である。

### （3）「ポイント・オブ・ノーリターン」にしないために

最後に、排除を「不可逆的なもの」にしないための回路について述べたい。

英国のPRUは「最後の砦」として機能しているが、理想はそこに至る前の予防的介入である。日本においても、スペシャルサポートルームや校内フリースクールなど、教室以外の居場所づくりが進んでいる。重要なのは、それらが「隔離場所」ではなく、「多様な学びの場」として正規に位置づけられることである。

メンバーシップ型の学校文化を解きほぐし、教室にいなくても、制服を着ていなくても、その学校の一員として認められるような、柔軟なメンバーシップのあり方を模索すべきである。そして、一度学校を離れたとしても、学びの履歴が途絶えることなく、いつでも戻ってこられ

る、あるいは別の場所で学び続けられる「学習権の保障」を、制度として確立しなければならない。

排除された子どもたちが直面するのは、教育の機会損失だけではない。社会との接点を失い、将来のキャリアへの展望を閉ざされることの恐怖である。キャリア・ガイダンスの観点からも、学校を離れた子どもたちへの継続的な伴走支援（コネクションズが目指したような）を、地域社会の中に再構築する必要がある。

### おわりに：明日への提言

学校における多様性の包摂は、きれいごとではない。それは、現場の教員にとっても、子どもたちにとっても、時に痛みや葛藤を伴う「しんどい」営みである。しかし、その「しんどさ」を個人の努力で乗り越えようとするのではなく、社会全体のコストとして引き受け、システムとして支えること。それが、「明日への提言」としての第一歩である。

「水準」と「包摂」のアポリアは、簡単には解消できない。しかし、英國の事例が示すように、法的な権利保障と資源の裏付け、そして専門職の協働によって、その矛盾を緩和することは可能である。日本の学校が持つ「メンバーシップ」の温かさを維持しつつ、その閉鎖性を打破し、排除を生まない、あるいは排除を「終わり」にしないための支援システムを構築すること。それが、私たちに課せられた責務である。

多様性をコストとして切り捨てるのではなく、未来への投資として引き受ける覚悟が、いま、国と社会に問われている。

#### 【参考・引用文献】

- 苅谷剛彦. (1995). 『大衆教育社会のゆくえ—学歴社会の新しい層』中央公論社.
- 慶應義塾大学産業研究所 HRM 研究会 (編). (2022). 『ジョブ型 vs メンバーシップ型—日本の雇用を展望する』中央経済社.
- 白幡真紀. (2015). 『イギリスにおける学習と訓練の公共管理システム—需要主導アプローチへの転換』大学教育出版.
- 白幡真紀. (2021). 「困難を抱える若者に対する

- る学習機会と支援提供および教育相談体制—イギリスのオルタナティブ学習支援(Alternative Provision)をめぐる課題から」『東北教育学会研究紀要』24, 15-28.
- 白幡真紀. (2022). 「イギリスの中等学校における包摶と排除の考察—義務教育段階の停・退学と支援の必要な生徒に焦点を当てて」『東北教育学会研究紀要』25, 15-28.
- 新谷康浩. (2023). 「メンバーシップ型規範と学校システム」『横浜国立大学教育学部紀要』6, 125-133.
- 濱口桂一郎. (2009). 『新しい労働社会』岩波書店.
- Department of Education (DfE). (2013). *Alternative Provision: Statutory Guidance for Local Authorities*.
- Department for Education (DfE). (2014). *Careers guidance and inspiration in schools: Statutory guidance*.
- Department for Education (DfE) and Department of Health (DH). (2015). *Special educational needs and disability code of practice: 0 to 25 years*.
- National Audit Office (NAO). (2004). *Connexions Service: Advice and guidance for all young people*.
- Ofsted (2007). *Pupil referral units: establishing successful pupil referral units in schools and local authorities* (070019).

## 【注】

<sup>1</sup> オルタナティブ学習機関(Alternative Provision: AP)：排除(exclusion、義務教育学校からの退学を含む)、疾病、または他の理由によってメインストリームの学校に行くこと

ができない生徒に対し提供される教育(期間)。地方当局または学校によって手配される(DfE, 2013)。

<sup>2</sup> メンバーシップ型：職務(ジョブ)ではなく、組織の一員(メンバー)であることに重きを置くあり方。学校においては、学習内容の習得よりも、学校共同体への所属や同調が優先される特質を指す(新谷, 2023)。

<sup>3</sup> コネクションズ(Connexions)：2001年に設立された若者支援サービス。13歳から19歳の全ての若者に対し、一人一人に対してパーソナル・アドバイザーが教育・福祉・労働等の領域横断的な支援をワンストップで提供した(NAO, 2004)。2012年の制度改正により事実上解体され、その機能は学校や地方当局に分散・移譲された。

<sup>4</sup> 公立義務教育諸学校においては懲戒としての退学・停学は禁じられているが、私立学校では可能である。また、公立校でも出席停止措置は存在する(学校教育法第35条)。

<sup>5</sup> PRU(Pupil Referral Unit)：地方当局により運営される「生徒委託機関」。APの一形態であり、問題行動や疾病などで学校に通えない生徒のための一時的な教育機関として位置づけられるが、実際には長期化することも多い(Ofsted, 2007)。

<sup>6</sup> EHCプラン(Education, Health and Care plan)：2014年子どもと家族法に基づき導入された「教育・保健・ケア計画」。0歳から25歳までを対象とし、教育、保健医療、ケアに関するニーズを包括的に評価し、法的拘束力のある支援を提供する(DfE, 2014; DfE and DH, 2015)。従来のステートメントに代わるものである。

## ◆プロフィール◆

## 白幡 真紀(しらはた まき)

仙台大学体育学部教授。  
東北大学大学院教育学研究科博士課程後期単位取得満期退学、  
博士(教育学)。

専門は比較教育学。イギリスの職業教育・訓練政策、キャリア教育・ガイダンス、オルタナティブ教育を主な研究領域とする。近年は、貧困や障害など様々な困難を抱える「支援の必要な子どもたちに対する移行支援」をテーマに、イングランドの事例について調査研究を重ねている。

主な著書に『イギリスにおける学習と訓練の公共管理システム—需要主導アプローチへの転換』(大学教育出版)、論文に「イギリスの中等学校における包摶と排除の考察」(『東北教育学会研究紀要』)などがある。



# 西洋における「心田を耕す」伝統（VII）

綿貫 文雄（学術研究室）

かれ以前には、かずかずの大哲学者が人間の魂とは何であるかを、勝手に決めつけていた。[…] そのあと、ひとりの賢人があらわれて、魂の自然誌をひかえめに書きあげた。<sup>1</sup>

——ヴォルテール

古代ローマのキケロを源流とする「心を耕す」(*cultura animi*) 伝統は、自己をケアし心を向けかえる「ソクラテスの医薬」と、キリスト教のスピリチュアル・エクササイズを内包する、〈生き方としての哲学〉であった。

やがて17世紀になると、心を耕すために自然を探求する「実験哲学」(experimental philosophy) が提唱された。この伝統を深く内面化しつつも、その転換点となったのが、ジョン・ロック(John Locke, 1632–1704) である。

## 10.1 知性の解剖

現代では「自由主義の父」「経験論哲学の創始者」として知られるジョン・ロックであるが、むしろその実像は、同時代の自然誌愛好家と同様に「ヴァーチュオーソ」であり、また自らも執刀する「医師」であった。王立協会の会報『哲学紀要』(Philosophical Transactions) に症例報告を発表したほか、英国のヒポクラテスと呼ばれたシデナム(Thomas Sydenham, 1624–1689)との共同研究を通じて、当時の先進的な医学に深く関与していたのである。

主著『人間知性論』は純粋な認識論の書として読まれがちだが、その根底には医学的な視座、すなわち「自己診断」の精神が息づいている。ロックにとって哲学とは、知性の可能性と限界を見極め、精神の「病」や「不調」を特定し、それを治療するための処方箋を提供することであった。その試みは、あたかも外科医が身体を解剖するように、知性を切開してその機能を明らかにしようとするもの

であった。ヴォルテール(Voltaire, 1694–1778)はロックを評して、「優れた解剖医が人体の動く仕組みを説明してみせるように、魂の働きを解明してみせた」と称賛したが、これは単なる比喩ではなく、方法論的態度を的確に描写していたのだ。ロックによる知性の解剖とは、神から与えられた理性の「灯」<sup>ともしび</sup>が照らす範囲を知り、適切に行使するための「スピリチュアル・エクササイズ」に他ならない。

## 10.2 「自然誌のように平明な方法」と実験哲学の擁護

ロックはまた、鍊金術・化学や植物学、空気力学や気象観測のプロジェクトにも加わった。温度・湿度・気圧・風向・雲量などを数十年にわたって定点観測した記録からは、フランシス・ベイコンや古くはプリニウスに遡る“natural history”、すなわち「博物誌」「自然誌」の方法に基づいて、生涯にわたって自然を探究した姿勢がうかがえる。

ロック自身は『人間知性論』で採用した方法論を“Historical, plain Method”と称している。本邦の文献では「歴史的——」あるいは「事象記述の——」の訳語が定着しているが、近年、特にピーター・アンステイ(Peter R. Anstey)や富田恭彦らが指摘するように、ここでの“Historical”とは、むしろ「自然誌的」と解釈されるべきだ。すなわち、対象の「本質」や「実体」という形而上学的な概念に踏み込むのではなく、思弁的な仮説を立てるのでなく、観察可能な事実・現象を収集し、虚飾なく記述し、整理するという方法である。

<sup>1</sup> Voltaire (1879), Garnier ed., *Lettres philosophiques*, Lettre XIII, Sur M. LOCKE. l'histoireの訳語以外は齊藤悦則訳に従った：ヴォルテール『哲学書簡』光文社古典新訳文庫(2017).

当時の絶対的権威であったスコラ学の抛って立つ思弁的な体系が、実験的な基礎を欠いた「砂上の楼閣」に過ぎないと考えたロックは、事実に基づかない独断的な知識体系を厳しく戒めた。シデナム医師や、王立協会を代表するヴァーチュオーソの名を挙げつつ、ロックはこういう。

〔偉大な学者を輩出するこの〕時代には、多少なりとも地面を掃除して、知識へと至る道のがらくたを撤去する「下働き」になれば本望なのです。[Locke (1979), 10]

これは単なる謙遜ではなく、実験哲学を擁護するための積極的な宣言として解釈されるべきである。根拠なき公理の「がらくたを撤去」して、議論する上での認識的な障害を除去し、下部構造を整備しようとしているのだ。

“Experiment”の語は、『知性論』において派生語を含めて約30回登場するが、先行研究では「実地経験」と翻訳されてきた。しかし、17世紀の思想史的背景を踏まえてテクストを分析すれば、この訳語ではロックの意図を十分に汲み取れないことに気付く。

第一に、ロックはこの語を物理的・生理学的な「実験」の意味に用いている。物体の性質や自然現象を「合理的で規則正しい実験」[Locke, *Essay*, IV.xii.10.]によって確かめる試みは、近代科学の方法そのものである。

特筆すべきは、「自分自身の内に実験する」という表現が示すように、ロックはこの語を「心の働き」にも適用している点だ。観念や知覚、思考、意志といった精神活動を内省(Reflection)によって観察し、そのメカニズムを確認するよう、読者に促しているのだ。

さらにロックは、「実験的」(experimental)という言葉を、人間知性の限界を示すために用いている。

どんなに努力して物理的な事物に関する有益な実験哲学を発展させても、論証的な(scientifical)哲学には至らないだろう [...] 物体についての論証的な認識(scientifical knowledge)は不可能であり、一般的で啓発的な不可疑の真理の発見も不可能である。[Locke, *Essay*, IV.iii.26.]<sup>2</sup>

実験で得られる知識の正しさは、〈確率的〉(probable)な程度問題にとどまるため、普遍的で絶対的な知識(真理)にはなりえない。実験哲学は、本質的に〈蓋然的〉であるがゆえに、絶えざる検証を要求する。その自己吟味と相互研鑽を謙虚に積み重ねる〈経験〉を通じて、徳目や人格をも涵養していく——ロックもまた、ヴァーチュオーソの精神に根差していたのである。

### 10.3 「実験哲学」の意味の変容：自然誌から数学的論証へ

しかし、やがて「実験哲学」という言葉が指示する内容は大きく変容していく。17世紀半ば、王立協会が設立された頃の「実験哲学」といえば、主としてベイコン的な自然誌を意味していた。それは、理論化を急がず、広範な事実の記録と収集、特異な現象の報告を重視する、王立協会のフェローたちが推進した営みだった。ロックの『人間知性論』もまた、このベイコン的・ボイル的な自然誌の一環として構想され、1671年に執筆が始まったのであった。

ところが、原稿がほぼ完成していた1687年、親交のあったニュートン(Isaac Newton, 1643-1727)による『プリンキピア：自然哲学の数学的諸原理』が出版され、その影響が浸透し始めると状況は一変する。ニュートンは、膨大な天体観測の蓄積から普遍の第一原理(万有引力など)を導き出し、これを基礎とする幾何学的・数学的な論証によって自然界の現

<sup>2</sup> 当代の *scientifical* は「科学的」ではなく「(スコラ学的な) 論証体系」(*scientia*) の派生語である。

象を説明するという、新たな体系を確立した。

1726年の第3版においてニュートンは、自らの立場を「実験哲学」と明示し[Regula IV]、これを画期とするように、18世紀の英国における「実験哲学」の主流は、観察事実の収集を主とするベイコン的「自然誌」から、数学的・力学的な原理に基づく「ニュートン主義」(Newtonianism)へと移行していった。「実験哲学」は大学講義の科目となり、力学や光学などの数理的なアプローチへと変化した。結果として、自然誌は「実験哲学」の中核から外れ、下位の予備的な分野、あるいは単なる分類学へと追いやられていったのである。

ロックはこの過渡期にあって、『プリンキピア』の意義と威力をいち早く認識し、『知性論』を加筆・修正している。例えば、第4版（1700年）において、かつて否定していた「遠隔作用」の可能性を認め、神が物質に能力や重力を賦与しうると認めるなど、ニュートン力学との整合性を図ろうとした痕跡が見られる。

とはいっても、当初ロックの採用した「自然誌的な方法」は一貫しており、先に引用した「実験哲学」の蓋然性を述べる一節を削除することもなかった。『知性論』は、いくら改訂を重ねても、心の一般法則を導き出す「論証哲学」にはならなかった。

#### 10.4 「心を耕す」実験哲学の衰退と伝播

17世紀の実験学者たち、例えばボイエルやグランヴィルにとって、実験や観察は単なる知識獲得の手段ではなく、自己愛や驕慢、性急な判断といった心の「病」を治療し、謙虚さや注意深さといった知性の徳目を涵養するための修練だった。自然という「第二の聖書」を読む行為は、神への礼拝であり、精神の養生法なのであった。

しかし18世紀に入り、実験哲学がニュートン的な数理科学へと洗練されてい

く過程で、かつてその根底にあった「心を耕す」という治療的・修養的な側面は、次第に後景へと退いていく。スコットランドの道徳学者たち（ヒュームやリードなど）は、ニュートン的な実験哲学の手法を「道徳科学」(moral sciences) すなわち人間本性の理論的解明に応用し、「観察」や「実験（という名の内省）」を通じて、精神に作用する一般法則の発見を目指した。そこではもはや、かつての「魂の医師」たちが重視したような、罪深き自己を変容させ、神に近づくための「修行」よりも、社会的な義務の基礎付や、客観的に体系化された規範の提示に重点を置いた。

こうして皮肉にも、ロックの擁護した実験哲学それ自体が、探求者の魂を救済したり陶冶したりする〈生き方としての哲学〉から、外部世界と内なる心理の法則を解明する〈科学〉へと変貌していくのである。かつて17世紀英國の王立協会に結実した西洋の「心田を耕す」伝統はしかし、その形を変えてドーバー海峡を渡り、フランスやドイツなど新たな土壤へと伝播していくことになる。（つづく）

#### 主要参考文献

- [1] Anstey, Peter R. (2011) *John Locke and Natural Philosophy*. Oxford University Press.
- [2] Anstey, Peter R. & Vanzo, Alberto (2023) *Experimental Philosophy and the Origins of Empiricism*. Cambridge University Press.
- [3] Corneanu, Sorana. (2011) *Regimens of the Mind: Boyle, Locke, and the Early Modern Cultura Animi Tradition*. The University of Chicago Press.
- [4] Locke, John. (1979) *An Essay Concerning Human Understanding*. Oxford University Press.
- [5] 富田恭彦 (2017) 『ロック入門講義』ちくま学芸文庫。

## 令和6年度 学術研究室事業報告（概略）

（紙幅の関係で詳細は省きました）

### 1. 研究

#### (1)開祖研究

- ①基本計画の策定
  - ア. 「開祖さま研究」スタッフ打ち合わせ
- ②釈尊と法華經研究会
  - ア. 教育グループ協賛による第30回定例研究会の開催（7月10日）

#### (2)校成教学研究

- ①在家仏教の研究
  - ア. 研究会の開催
    - (ア)「縁起論争資料講読研究会」開催
    - (イ)「ブッダの教えと生涯」研究会開催
  - イ. 学習会の開催
    - (ア)「仏教思想論文献講読会」(I)開催
    - (イ)「仏教思想論文献講読会」(II)開催
    - (ウ)「仏教思想論文献講読会」(III)開催
    - (エ)「仏教思想論文献研究会」開催
    - (オ)「信仰生活者研究会」の開催
  - ウ. 定学の研究
    - (ア)禪研究会への参加（月1回）
  - エ. レポートの作成
    - (ア)総論Ⅰ：釈尊教団の「食」と命にまつわる水脈からたどる立正校成会の「行」の精神—中国・東山法門、道元『典座教訓』、鈴木正三『万民德用』を経由して—
    - (イ)総論Ⅱ：日本の仏教文化史的特異点としての立正校成会の〈行〉
    - (ウ)『DHARMA WORLD』2024年秋号・巻頭言：‘Rites for the Departed’（邦文仮題：「先祖供養の意味」）
- ②原始仏教聖典資料による釈尊伝の研究
  - ア. 「釈尊の生涯とサンガの生活」原稿作成
    - イ. ホームページの随時点検作業

#### (3)教団史研究

##### ①教団史研究会

- ア. 『創立80年史』（仮称）研究会開催
- イ. 史料編纂打ち合わせ
- ウ. 寄贈資料・収集資料の調査研究とデジタル化
- エ. 阪神・淡路大震災関連資料調査・聞き取り（神戸教会）

##### ②アーカイブズ

- ア. アーカイブズ推進委員会（月1回）
- イ. 「立正校成会デジタルアーカイブ」構築に伴う共同業務
- ウ. 調査・研究

1月 国立公文書館「認証アーキビスト」資格取得（會澤健裕室員）  
 11月 図書館司書資格取得（別府大学、會澤室員）

##### ③教団史研究

- ア. 関係者聞き取り

### イ. 教学研究関係

#### (4)布教研究

- ①宗制・宗憲に関する基礎研究
  - ア. 宗教法人法勉強会開催（4月3日、7月10日、11月13日）
- ②法華研究会
  - ア. 研究成果・学会発表など
    - (ア)文部科学省の外郭団体である日本学術振興会から、科学研究費補助金基盤C（一般）研究として、これまでに推進してきた一連の法華研究が指定課題研究となっている。この研究を継続した（2025年度まで）。研究課題名は「梵文法華經諸問題解明のための基盤テキスト構築—『ケルン南條本』校訂へ向けて」。
    - (イ)西康友主幹「*Evam Eva in the Saddharmapuñدارika*（梵文法華經写本に出現する evam eva）」と題する論文を『印度學佛教學研究』第72巻3号に寄稿・掲載（3月25日）。
    - (ウ)校成新聞DIGITAL（4月18日付ニュース）「中央学術研究所から『大乗仏典思想叢書』第9号が発刊 仏教思想研究発展に貢献」の記事掲載
    - (エ)西主幹「『ケルン・南條本』に用いられた梵文法華經写本の類似性—レーベンシュタイン距離を応用したネパール写本の系統分類の試み」と題して日本印度学仏教学会第75回学術大会（駒澤大学）にて発表（9月8日）。
    - (オ)国際宗教研究所宗教情報リサーチセンターYouTubeチャンネル『立正校成会大聖堂建立60周年～仏教系新宗教と法華經～「宗教ニュースを読み解く」No. 37』の出演依頼・収録（10月17日公開）
    - (カ)西主幹「梵文法華經と他仏典のレーベンシュタイン距離を応用した比較検討」と題する論文を『中央学術研究所紀要』第53号に寄稿・掲載（11月15日）
    - (キ)校成新聞DIGITAL（11月28日付ニュース）「中央学研の西主幹が「RIRC チャンネル」と日本印度学仏教学会で発表」の記事掲載
    - (ク)校成新聞DIGITAL（12月19日付ニュース）「中央学術研究所「梵文法華經と漢訳法華經の研究」サイトリニューアル」の記事掲載
    - イ. 「梵文と漢訳法華經研究ウェブサイト」（A Study of the Sanskrit and Chinese Lotus Sutra:<https://www.cari-saddharmapundarika.com/>）のリニューアル日本語版公開（12月15日）
    - 本ウェブサイトと Academia.edu (<https://min-jp.academia.edu/YasutomoNISHI>)、researchmap (<https://>

- researchmap.jp/YasutomoNISHI) に研究業績等を更新。
- ③佛教モデルの研究
- (5)法華經觀に基づく社会・政策研究
- ①「メッセージ検討チーム」事務局  
ア. 研究会の開催
  - ②環境問題—研究会（宗教・研究者エコイニシアティブ）  
ア. 月例運営委員会  
※第8回・9回の運営委員会では環境問題解決の基本となる「人間の欲」と「欲の善用」をテーマに、諸宗教の持つ「欲」についての価値観の比較検討を行い、今後の活動資料として用いるべく一覧表化した。
  - イ. 第3回環境学習会への参画・運営（6月22日）  
テーマ：「身近な食のあり方—酪農乳製品生産過程における環境負荷問題の解決に向けて—」
  - ③平和問題研究会(Rissho kosei-kai Peace Task force)
  - ④現代宗教研究会  
ア. 佛教伝道協会主催「新佛教教団を学ぼう」連続講座③④参加（1月11日、2月9日）
  - ⑤宗教間対話研究会
  - ⑥Kitai サイト  
ア. 中央学術研究所が担当する「ちょっとマニアックなわくわくコラム」にコラムを掲載。

## 2. 出版事業

- (1)研究関連出版
- ①『紀要』の発行  
ア. 『中央学術研究所紀要』第53号（11月15日刊行）
  - ②印度学・仏教学研究誌の発行  
ア. *Philosophica Mahāyāna Buddhica Monograph Series* 研究と出版  
(ア)PC言語解析プログラム開発と保守。主な内容は以下の通り。  
⑦梵文法華經写本ローマ字本電子化テキストによる集成テキストの生成プログラム開発の検討  
④梵文法華經写本ローマ字本におけるレーベンシュタイン距離を応用了した並行・類似偈文句探索プログラム開発  
⑩初期仏典・『マハーヴァスツ・アヴァダーナ』、『ラリタヴィィスタラ』、『ジャータカ』、梵文法華經（『ケルン・南條本』）における並行・類似偈文句探索プログラム開発  
(イ)*Philosophica Mahāyāna Buddhica Monograph Series*（『大乗仏典思想叢書』）第9号（2月15日付）、および第7号（第2版・7月25日付）

## 発刊

- (ウ)*Philosophica Mahāyāna Buddhica Monograph Series* ウェブサイトのリニューアル（12月15日付）
  - (エ)CANDANA第297号「研究所ニュース」欄に「*Philosophica Mahāyāna Buddhica Monograph Series 9*（大乗仏典思想叢書第9号）を発刊」として、研究成果報告を掲載。
  - ③『アーユスの森新書』の発行
  - ④『チャンダナ』の発行（年4回）
- (2)特別出版
- ①WEB発信  
ア. 研究所ホームページ「お知らせ(Information)」コーナーに最新情報を逐次更新。
  - イ. 令和5年度の『紀要』電子ジャーナルを公開。
  - ウ. 『チャンダナ』各号の「明日への提言」をホームページに公開。

## 3. 協力助成

- (1)研究員助成  
3人の研究員（職員）に対し各所属の学会費を助成した。
- (2)学者・研究者および外部機関の研究活動への協力  
ア. 教団付置研究所懇話会  
(ア)第22回年次大会（当番研究所：国際交流センター）出席（10月29日）  
イ. 生命倫理研究部会  
ウ. 自死問題研究部会  
エ. 宗教と法律研究部会  
オ. 宗教間対話研究部会
- (3)諸宗教研究機関との交流  
ア. 国際宗教研究所設立70周年記念シンポジウム参加（2月17日）  
イ. 第68回国際東方学者会議出席（5月18日）
- (4)各種学会・研究会へ加入および参加  
ア. 佛教思想学会第40回学術大会参加（7月6日）  
イ. 日本印度学仏教学会令和6年度臨時理事会・定例理事会出席（7月21日）
- (3)海外諸宗教研究機関との学術交流  
①KAICIID ほか関係  
②カトリック・聖エジディオ共同体関係
- (4)客員研究員関係  
①「人間と科学」研究大会開催支援  
ア. 「人間と科学」研究学会第33回研究大会の開催（1月14日 令和5年度分の催事を実施）  
イ. 「人間と科学」研究学会第34回研究大会の開催（11月30日）  
②「人間と科学」研究誌の発行  
③善知識研究会の開催  
令和6年度実施せず

# 立正佼成会「教団史資料」の現状と今後の展望－担当者の役割とは－(IV)

## (2023年度アーカイブズカレッジ(短期コース)修了論文)

### 金光 知子(財務グループ)

#### 1. 「アーカイブズカレッジ」の受講を経た展望 (改善策)

2023年度のアーカイブズカレッジ(短期コース)を受講し、筆者の問題意識や作業の現状から、渡辺浩一・西村慎太郎・太田尚宏・平井義人の各氏の講義が印象に残った。本章では、各講義の概要と筆者が講じたい改善策について述べる。

#### (1) 記録の原則

まず渡辺氏の「アーカイブズ総論」を受けて、整理の一般原則(①出所の原則、②原型保存、③原秩序尊重、④記録の原則)について、資料室ではこの原則から逸脱している部分がある。旧文書館時代には「廃棄」が急務だったとはいえ、④記録の原則、が徹底されていたらと思わずにはいられない。今後は極力原則を維持し、難しい場合は④記録の原則を徹底していくことが最善であると考える。すでに「立正佼成会デジタルアーカイブ」のメタデータが構築されており、現状では、西村氏の「アーカイブズの整理と目録編成」の講義で紹介された、階層構造や記述要素の紐づけと資料をアイテムレベルでデータ作成を行いたい。

#### (2) デジタルデータと現資料の廃棄

デジタルデータについては、①真正性、②完全性、③利用性、④信頼性、担保が重要であると学んだ。実のところ筆者は、デジタル化を終えた業務文書の廃棄を視野に入れていたが、データの改ざんもあり得ることなど、まだ不透明な点が多く、廃棄に関しては慎重に考えていく必要がある。また、FD・DVD-R・CD-Rなどの媒体変化にも対応していかなければならぬ。電子データの収集は実質的には取り組んでおらず、今後は担当者間で検討し組織へ働きかけていきたい。

#### (3) 資料の収集について

資料室では、2017年に内部資料「業務推進基本計画(5ヵ年計画)」を策定し、出版文化の中村崇高氏<sup>13</sup>をコンサルティングに迎え、「資料収集基準」「評価選別基準」「細目基準」を作成した。(2018年9月~12月)

現在、教序資料は、年1回の内部研修会開催後、各部署と資料室の連絡がスムーズに行われ、比較的収集できるようになった。今後は、「原則として現地保存」とされてきた教会資料や個人資料の収集にも注力していきたい。特に教会の資料は現状把握ができていない。そこで、全国238教会のアーカイブズ資料の廃棄や散逸を防ぐため、資料室が収集する資料の具体例などを、内部コミュニケーションツールの活用や問合せ窓口を設けることで周知し、体制を築いたうえで段階を追って実施したい。

#### 所報 CANDANA 302号

令和8年1月15日発行

発行所／中央学術研究所 発行者／杉野恭一  
〒166-0012 東京都杉並区和田1-2-1

電話(03)3382-5687 FAX(03)3381-9771  
<https://www.cari.ne.jp/>

#### (4) 懸念される課題

以上のような展望を述べてきたが、資料収集を推進するための課題は、①保管場所の確保、②人材の確保、③電子データの取り扱いや保存方式、である。

資料室で収集している資料が周知されることにより、多くの資料を受け入れることが予想される。しかし、現状の資料室には一時保管場所や適切に保存していく収蔵スペースもない。また、データ入力やデジタル化には多くの時間と労力を要する。ある程度のスキルが必要なものから、誰でもできる作業まである。特に専門的な作業を担う人材の育成や人員増員の対策を考えなければならない。電子データは、既存資料をデジタル化したもの、これから収集する資料、をどう保存し維持していくのか課題は山積である。

#### まとめに代えて

以上、本稿では立正佼成会の「教団史資料」に特化して、作業事例や講義を受けたうえでの展望や課題を述べてきた。資料室の取り組みを組織全体に広め、より多くの人たちが資料を活用出来るよう、さらなる教団史資料の充実と発展に貢献したい。

稿を閉じるにあたり、私見を述べておきたい。佼成会には国内に238教会があり、活動は地域ごとに特色がみられる。教会活動の資料の収集をいかに行うべきかを考えるとき、資料室が「資料収集基準」を告知し、教会に任せただけで良いのだろうか、という疑問がわいてくる。やはり、担当者自身が各教会へ足を運び、会員と共に資料整理をしていくことが望ましい。その際、老若男女問わらず、協力してくれる方を募ることができたらどんなに良いだろうか。さらに、資料の重要性、資料を通して教会の歴史や地域との繋がりなども伝えることで、会員個人も地域の歴史や文化を意識するようになるのではないか、延いてはアーカイブズにも繋がるのではないか、という淡い期待をもっている。期待で終わらせないためにも着実に実務を行い、多くの会員へアーカイブズを広めていきたい。

<sup>13</sup> 2023年度アーカイブズカレッジ(短期コース)「アーカイブズ・レコード・マネジメント論」の担当講師。

#### 「お知らせ」

この度、令和7年12月1日付けの人事異動で弊研究所所長が橋本雅史から杉野恭一へ引き継がれました。なお杉野新所長は学林学長(学習部主席)を兼任します。

#### チャンダナ

梅檀(candana)とは、印度に産する香木で、紫、赤、白などの種類があるが赤を最上とする。熱病を治す効能があるので与楽(よらく)ともいわれ、樂を与えるという。香気が非常に高いので、一葉開いても四十匁旬(ゆじゅん)の悪臭を消すと伝えられている。